



DIOCESE OF HIROSHIMA

BISHOP'S OFFICE  
4-42 NOBORI-CHO  
NAKA-KU HIROSHIMA  
〒730-0016 JAPAN

ALEXIS MITSURU SHIRAHAMA  
DEI ET APOSTOLICAE SEDIS GRATIA EPISCOPUS HIROSHIMAENSIS

PROT.N.

2024年2月16日(金)

広島教区の兄弟姉妹の皆さん

広島教区 司教 白浜 満  
広島教区「子どもと女性の人権擁護デスク」

「性虐待被害者のための祈りと償いの日」(3月1日)に寄せて

+主の平和

教会の暦では四旬節に入りました。ご存知のように、四旬節の第二金曜日は「性虐待被害者のための祈りと償いの日」とされていますが、2024年は3月1日(金)になります。これに合わせて、日本司教協議会会長の菊地功大司教様からのメッセージが届いていますので、配布いたします。

この呼びかけに応じて、広島教区におきましても、各小教区や修道院の判断により、とくに3月1日(金)から1週間のいずれかの日に、各共同体のミサや教会の祈り等において、性虐待被害者の痛みや苦しみを思い、心を合わせて祈りと償いをささげていただきますようお願い申し上げます。そのため、以下の共同祈願の例文等を、参考にさせていただければ幸いです。

共同祈願の意向(例)

- 主イエスのもとに集うわたしたちが、性的虐待の被害に遭われた方の痛みや苦しみに寄り添い、その癒しのために、ともに歩めるよう恵みを与えてください。
- 過ちに陥った加害者がその罪を認め、被害に遭われた方に心から謝罪し、更正の道を歩むことができるように導いてください。
- 人々への奉仕の道を歩むことを誓った聖職者が、仕えるために来られたキリストに倣い、与えられた奉仕の使命を誠実に生き、全うすることができるよう、支え導いてください。

わたしたちにできる償い(例)

- (1) 祈り、断食、慈善のわざ
- (2) 学び、気づき、分かち合うこと
  - セクシュアルハラスメントとは何か、被害者の心身に及ぼす様々な影響(トラウマなど)について、司祭と信徒が共に学び、分かち合う場を設ける。
  - 教会生活の中で、弱い立場に置かれている人の痛みや状況を理解するように努めること。

わたしたち一人ひとりが、日頃から自分の思い・言葉・行いに留意して、セクシュアルハラスメントの防止に努めて行きたいと思えます。どうぞ、よろしくお願いいたします。



以上